

令和7年12月10日	資料3-1
R7第2回土浦地域医療構想調整会議	

届出による診療所の病床設置について

1 病床設置の現状

- 県内全医療圏は、保健医療計画で定める基準病床数を許可病床数が上回る病床過剰地域。
【土浦医療圏】既存病床数1,999床>基準病床数1,796床(R5.4.1時点)
- 病床過剰地域において、病床の増加を行う場合、一定の要件を満たす場合を除き、都道府県知事による勧告の対象となる。
- 以上のことより、現状では新たな病床設置は原則不可能。

2 病床設置の特例

- 病床過剰地域であっても、一定の条件を満たす場合には、特例として新たに病床を整備することが可能。

<特例が認められるケース>

- ・がん又は循環器疾患に係る専門病床など、特定の病床を整備する場合
- ・公的医療機関等を含め、複数の医療機関の再編統合を行う場合
- ・地域医療連携推進法人の参加法人間で病床融通を行う場合
- ・病床設置届出診療所に該当するとされた診療所が病床を整備する場合 等

3 病床設置届出診療所

- 以下のいずれかに該当する診療所に病床を設置しようとするとき、許可申請の代わりに届出により病床を設置することが可能（「病床設置届出診療所」）。

<病床設置届出診療所の種類>

- ・医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所（在宅医療の提供）
- ・「無医地区」または「無医地区に準じる地区」であって、入院機能を必要とする診療所
- ・小児科を標榜し、小児の入院医療を行う診療所
- ・産科又は産婦人科を標榜し、分娩を取り扱い、周産期医療を行う診療所
- ・救急医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

4 病床設置に係る手続き

- ①県との事前協議（医療機関⇄県）
- ②地域医療構想調整会議での協議（病床数や病床機能、人員体制などについて、地域医療構想を推進する観点から協議）
- ③協議書の提出（医療機関→県）
- ④茨城県医療審議会（保健医療計画部会）へ諮問・答申
- ⑤諮問結果の通知（県→医療機関）
- ⑥「病床設置届」の提出（医療機関→保健所）